【報告書裏面】

【共通項目】

【注1】取引種類		【注2】証券発行体の区分		【注3】約定年月日		【注4】報告者コード		【注5】		【注6】書類番号	
								勘定区分（信託勘定保有銀行等）			
コード	定義	コード	定義			コード	定義	コード	定義		
２０	居住者の買入	０１	外貨証券：　非居住者発行	YYYYMMDD	西暦年月日（８桁）	（５桁）	日本銀行が通知する５桁コード	００	銀行勘定	（４桁）	報告者記載（０００１～）
２１	居住者の売却	０２	外貨証券：　居住者発行					１０	信託勘定		
２２	非居住者への償還金の支払	０３	円払証券：　非居住者発行					<ブランク>	信託勘定を保有しない報告者		
２３	非居住者からの償還金の受取	０４	円払証券：　居住者発行								

【明細項目】

【注7】				【注8】	【注9】		【注10】		【注11】		【注12】		【注13】		
	証券発行体の所在国若しくは地域又は非居住者投資家の所在国若しくは地域			証券種類（外貨証券）又は	証券銘柄コード（円払証券）		長短区分		外貨証券取引の経由取引区分・受託先区分		売買金額	原通貨コード	決済年月		
	証券発行体の区分との組付		定義	証券銘柄（円払証券）	コード	定義	コード	定義	コード	定義		コード　定義			
外貨証券	非居住者発行	発行体の所在国又は地域	（３桁）本省令別表第２に定める国又は地域番号	証券種類名称を記入	<ブランク>		００	中長期（１年超）	１００	自己取引（非居住者との直接取引）	米ドル換算（千米ドル単位）	（３桁）＜下表参照＞	YYYYMM	西暦年月（６桁）	
									２００	銀行等又は金融商品取引業者を経由する取引					
							０１	短期（１年以内）	【銀行等又は金融商品取引業者の媒介、取次ぎ又は代理による非居住者との取引分】						
	居住者発行	非居住者投資家の所在国又は地域					<ブランク>	株式等	３００	一般政府					
									３１０	銀行等（銀行勘定）					
									３２０	銀行等（信託勘定）					
									３３０	信託銀行（銀行勘定）					
									３４０	信託銀行（信託勘定）					
									３５０	金融商品取引業者（投資信託委託会社及び投資運用会社を除く）					
									３６０	生命保険会社					
									３７０	損害保険会社					
									３８０	投資信託委託会社及び投資運用会社					
									３９０	その他					
									４００	中央銀行					
円払証券	非居住者発行	発行体の所在国又は地域	（３桁）本省令別表第２に定める国又は地域番号	証券銘柄名称を記入	１００	株式	（４桁）証券コード協議会が定める４桁コード		００	中長期（１年超）	<ブランク>	百万円単位		YYYYMM	西暦年月（６桁）
					１２０	新株予約権等			００						
					１６０	投資信託に係る株式及び受益証券			０１	短期（1年以内）					
					２１０	国債									
					２４０	地方債									
					２５０	特殊債									
					２６０	金融債									
	居住者発行	非居住者投資家の所在国又は地域			２７０	社債			<ブランク>	株式等					
					２８０	円建外債									
					３１０	譲渡性預金証券									
					３２０	コマーシャル・ペーパー									
					４９９	その他の証券									

【注12】

通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード	通貨名称	コード
日本円	101	イラン・リアル	117	シンガポール・ドル	133	バーレーン・ディナール	149	モロッコ・ディルハム	165
アメリカ・ドル	102	インド・ルピー	118	新台湾ドル	134	パプアニューギニア・キナ	150	ルクセンブルク・フラン	166
ベルギー・フラン	103	インドネシア・ルピア	119	スペイン・ペセタ	135	バングラデシュ・タカ	151	ルーマニア・レイ	167
カナダ・ドル	104	パヌアツ・バツ	120	スリランカ・ルピー	136	フィジー・ドル	152	ロシア・ルーブル	168
中国元	105	ベネズエラ・ボリーバル	121	スロバキア・コルナ	137	フィリピン・ペソ	153	ＥＣＵ	169
フランス・フラン	106	オーストラリア・ドル	122	セーシェル・ルピー	138	フィンランド・マルカ	154	ＳＤＲ	170
ドイツ・マルク	107	オーストリア・シリング	123	タイ・バーツ	139	ブラジル・レアル	155	ユーロ	171
イタリア・リラ	108	オマーン・リアル	124	タヒチ・パシフィック・フラン	140	ブルネイ・ドル	156	チリ・ペソ	172
オランダ・ギルダー	109	カタール・リアル	125	チェコ・コルナ	141	ベルー・ヌエボ・ソル	157	ハンガリー・フォリント	173
スウェーデン・クローネ	110	韓国ウォン	126	デンマーク・クローネ	142	ポルトガル・エスクード	158	ポーランド・ズロチ	174
スイス・フラン	111	ギリシャ・ドラクマ	127	トリニダード・トバゴ・ドル	143	香港ドル	159	ルワンダ・フラン	175
スターリング・ポンド	112	クウェート・ディナール	128	トルコ・リラ	144	マレーシア・リンギット	160	イスラエル・シェケル	176
アイルランド・ポンド	113	ケニア・シリング	129	ナイジェリア・ナイラ	145	南アフリカ・ラント	161	カンボジア・リエル	177
アラブ首長国連邦ディルハム	114	コロンビア・ペソ	130	ニュージーランド・ドル	146	ミャンマー・チャット	162	ベトナム・ドン	178
アルゼンチン・ペソ	115	サウジアラビア・リアル	131	ノルウェー・クローネ	147	メキシコ・ペソ	163	ラオス・キップ	179
イラク・ディナール	116	ヨルダン・ディナール	132	パキスタン・ルピー	148	モーリシャス・ルピー	164	その他	999

【注１】　取引種類
居住者の買入を「２０」、売却を「２１」として記入すること。また、償還金に係る取引については、円払証券の寄託を非居住者から受けている者が当該証券の元本の償還金を受領した（非居住者へ支払った）場合は「２２」として、外貨証券では、自己の保有する証券又は居住者から寄託を受けている証券の元本の償還金の受領があった場合を「２３」として記入すること。

【注２】　証券発行体の区分
外貨証券においては、非居住者発行のものを「０１」、居住者発行のものを「０２」とし、円払証券では非居住者発行のものを「０３」、居住者発行のものを「０４」として記入すること。

【注３】　約定年月日
年表示は西暦（４桁）で記入し、月表示は「０１」から「１２」として記入すること（報告年月日及び明細項目の決済年月に同じ）。
日付は２桁で記入すること。この際、本省令第21条の規定により報告する者は、実際の営業日に該当する「０１」から「３１」を記入し、それ以外の者は、「９９」とすること。

【注４】　報告者コード
日本銀行（国際局）が通知する５桁コードを記入すること。

【注５】　勘定区分
信託勘定を保有する銀行等における銀行勘定を「００」、同信託勘定を「１０」として記入すること（信託勘定を保有しない報告者はブランク）。

【注６】　書類番号
報告者ごとに０００１番からの連続番号を記入すること。

【注７】　証券発行体の所在国若しくは地域又は非居住者投資家の所在国若しくは地域
非居住者発行証券に係る取引は当該証券の発行体の所在国又は地域を、居住者発行証券に係る取引は当該取引の相手方の所在国又は地域をそれぞれ本省令別表第２に定める国又は地域番号により記入すること。
－ 外国にある事業所に勤務する目的で現に外国に滞在しているなど本邦国籍を有する非居住者との取引は、当該非居住者の所在国又は地域を記入すること。

【注８】　証券種類（外貨証券）又は証券銘柄（円払証券）
外貨証券の場合は証券種類名称を、円払証券の場合は証券銘柄コードに対応する具体的な証券銘柄名称をそれぞれ記入すること。
－円払証券は、証券種類コード名称の記入を要さないが、証券種類コードは記入すること。

【注９】　証券銘柄コード（円払証券）
円払証券の記入にあっては、証券コード協議会（金融商品取引所が選出した委員及び専門委員をもって組織されたもの。）の定める銘柄コード（４桁）を記入すること。
－非上場の証券であってコード番号の付されていない証券は、コード番号を９９９９とする。

【注10】　長短区分
負債性証券等について原契約期間が１年を超えるものを中長期（００）、１年以内のものを短期（０１）とすること。

【注11】　外貨証券取引の経由取引区分・受託先区分
外貨証券売買取引について非居住者との直接取引（自己取引１００）と、本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者を経由する取引（以下「経由取引」という。）を区分して記入すること。
－経由取引にあっては、外国証券会社などとの取引を本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者に取次ぎなどを依頼した場合を「２００」として記入すること。
また、経由となる取引の依頼を受けた銀行等又は金融商品取引業者は、当該取引を自己取引に準じて記入するほか依頼者について上記表中の「－般政府（３００）」から「中央銀行（４００）」の１１業態を分けて記入すること。
なお、円払証券売買取引については、本邦に所在する銀行等又は金融商品取引業者を経由して非居住者と行なった取引を除いて報告すること。また、前記の経由となる取引の依頼を受けた銀行等又は金融商品取引業者は、当該取引を自己取引に含めて報告すること。

【注12】　売買金額、原通貨コード
売買金額は外貨証券に係る報告については米ドルに換算のうえ千米ドル単位で、円払証券に係る報告については百万円単位で記入すること（単位未満は四捨五入）。
また、当該証券の券面通貨についてコード表に従い記入すること。

【注13】　決済年月
当該売買契約に係る決済年月を記入する（年月の記入は【注３】に準ずる。）。

（注）本報告書の提出に際しては、この頁面を転写することは要しない。